令和８年（フ）第２８４号
徳島県徳島市佐古二番町６番９号　虹の橋ガーデン　612号室
債務者　宮本　智美
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３１２号
徳島県板野郡藍住町東中富字権現傍示10番地１　藍住さくら団地２号棟　207号
債務者　石本　啓二
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３１５号
徳島県板野郡藍住町東中富字権現傍示10番地１　藍住さくら団地２号棟　207号、旧住所徳島県徳島市北田宮三丁目４番30―202号ルミエール北田宮
債務者　石本　勇太
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第６号
長崎県壱岐市勝本町坂本触３番地
債務者　吉田　徳明
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

令和８年（フ）第８号
長崎県壱岐市芦辺町瀬戸浦617番地
債務者　山口　正彦
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

令和８年（フ）第１２８号
栃木県足利市堀込町2956番地
債務者　石川亜矢子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（フ）第１３０号
栃木県佐野市堀米町3931番地２　セレーノＢ102
債務者　川田　清美
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（フ）第１６０４号
東京都八王子市台町１丁目10番13号第１秀美コーポ201号
債務者　天野　浩樹
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１６４８号
東京都青梅市長淵８丁目165番地の１アムールフォルティネ201
債務者　齋藤　　秀
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１７１８号
東京都昭島市松原町１丁目13番３―402号
債務者　原島　弘樹
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１７２０号
東京都武蔵村山市緑が丘1460番地1125―315
債務者　大木　幹春
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２７号
高知県宿毛市平田町戸内2228番地２　ヴィブレ栗本Ⅱ　101号、前住所高知県四万十市具同5305番地６　グレードハイツⅡ202号
債務者　小松　美笑（旧姓畑中）
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
高知地方裁判所中村支部

令和８年（フ）第１０２５号
千葉県八千代市村上1537―１　エルパラシオＡ―106、住民票上の住所千葉県船橋市高根台４丁目16番13号
債務者　多田　有冶
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１４９５号
千葉県市原市姉崎2294番地　エスパースボヌール201
債務者　小澤　千春
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５５２号
千葉県市川市東大和田１丁目２番４―102号
債務者　山下　久枝
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５５５号
千葉県市川市東大和田１丁目２番４―102号
債務者　山下　　薫
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５６０号
千葉県市原市迎田56番地　ビレッジハウス迎田２―402
債務者　山本　　忠
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係